

市・県民税の申告相談

問合せ先 市役所課税課

☎0587(32)1205

平成31年1月1日現在、稲沢市に住んでいて、平成30年中に次に該当する方または、市・県民税申告が必要です(主な例)。

- ①確定申告の義務はないが、市・県民税の控除を受けた
- ②給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない
- ③給与所得者で、給与所得・退職所得以外の所得がありその合計額が20万円以下
- ④その他の理由で所得を申告する

※所得税の確定申告をした方、年末調整済みの給与所得のみの方、またそれらのかたの被扶養者などは申告の必要はありません

●申告相談会を行います
申告相談会場を設け(13

※、上記の申告が必要な方を対象に申告相談を受け付けます。

・持ち物(主なもの)

- ① 税務署から送付された確定申告書・はがきなど
- ② 平成28・29年分の確定申告書(控)、収支内訳書(控)
- ③ その他源泉徴収票や控除証明書など申告に必要な書類
- ④ e-Taxを利用したことがある方または、利用者識別番号と暗証番号が分かるもの
- ⑤ 印鑑と申告者本人名義の口座番号が分かるもの
- ⑥ マイナンバーカードまたは番号確認書類と本人確認ができるもの ※それぞれ写しを持参してください

●注意事項

○市・県民税申告書の記入の仕方などのほかは簡易な確

定申告に限定されています

○事業(営業・農業)所得、不動産所得のあるかたの相談は、収支内訳書が完成している場合のみ対応します。相談の際は前年の収支内訳書の控え一式も必ず持参してください(記入方法が分からないかたは事前に税務署の記帳説明会などで確認してください)。

○相談受け付けは原則、申告相談会場のみとし、課税課窓口では行いませんので、期間中に会場で相談してください

○次に該当する場合は、一宮税務署の相談会場(二宮地場産業ファシヨンドesignセンター。10[※]参照)を利用してください。一宮税務署の相談会場は確定申告全ての内容に対応していません

●市の申告相談会場では受け付けできない申告の例

確定申告(控)への税務署受付印が必要なかた、死亡したかたの分の申告、期限後申告(平成29年分以前)、譲渡所得・

分離課税の所得のある申告、特定口座年間取引報告書を使った申告、住宅借入金等特別控除の初年度と他の住宅関係税額控除、給与所得者で特定支出控除のあるかた、外国税額控除のあるかた、外国に被扶養者のあるかた、雑損控除、繰越損失のあるかた、青色申告、贈与税、消費税など

※その他内容によっては対応できない場合があります

●医療費控除を受けるかた

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合は原則として医療費控除の明細書の添付が必要となります。市の相談会場で医療費控除の申告をするかたは、次のいずれかを事前に自分自身で行う必要があります。

- ① 医療費控除の明細書を作成
- ② 医療費の合計を計算

※領収書を添付しない場合(①も含む)は、その分の領収書を申告期限の翌日から5年間、保存する必要があります。なお、今回は、

従来からの「領収書の提示(または添付)」による取り扱い(②の方法)にも対応しますが、次年度からは「明細書の添付が必要(①の方法)」になる予定ですので、準備をお願いします

●一般的な医療費控除の注意

○今回の医療費控除は医療費を支払った日が平成30年1月1日～12月31日までの分が対象

○予防接種費や文書代など、治療でないものは対象外

また、平成29年分の確定申告から医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制を選択することができま。ただし、従来の制度との選択制です(2021年分まで)。

セルフメディケーション税制を選択する意思のあるかたは、医療費のうち特定一般用医薬品など(スイッチOTC医薬品)の購入費を事前に合計し、申告者本人が一定の取り組み(健康診断や予防接種など健康の保持増進および疾病の予防など)を行ったこ

とを明らかにする書類を持参(添付または提示)してください。なおセルフメディケーション税制用の医療費の明細書は、従来制度用と別様式の専用の様式があります。

●上場株式等に係る配当所得・譲渡所得・譲渡損失を申告するかた

市・県民税の納税通知書送達後に上場株式等の配当、源泉徴収有りの特定口座分の上場株式の譲渡所得、上場株式の譲渡損失の申告書が提出された場合は、市・県民税の計算にこれらの所得は算入されず、譲渡損失との損益通算および繰越控除ができなくなります。

これらを市・県民税の計算に適用したい場合は、納税通知書が送達されるまでに申告書提出してください(損益通算および繰越控除の場合、以上の条件に加えて毎年連続して申告書提出する必要があります)。



申告相談会場 日程など(土・日曜日を除く)

会場	申告相談 日程	税理士無料相談 日程
市役所 大会議室	2月18日(月)～3月15日(金)	2月18日(月)～28日(木)
平和支所 第2・第3会議室	2月18日(月)～28日(木)	午前8時30分～11時・午後1時～4時
祖父江支所 大・小会議室	3月5日(火)～15日(金)	午前9時30分～11時・午後1時～4時

※混雑状況によっては、早めに受け付けを終了する場合があります。特に、午前は混み合う傾向があります
※申告相談をするかたは、会場外に備え付けある「受付チェック票」に記入の上、受け付けをしてください
※大変混雑しますので、各自で事前に準備し、皆さんの待ち時間が短くなるようご協力をお願いします

募集します

市ホームページ
バナー広告募集

市役所秘書広報課
☎0587(32)1126

市のホームページのトップページ下部に、4月から掲載するバナー広告を募集します。詳しくは、市のホームページで確認してください。

市役所秘書広報課
☎0587(32)1126

広報いなざわの裏表紙に掲載する広告を取り扱った広告代理店を募集します。詳しくは、市のホームページで確認してください。

市役所秘書広報課
☎0587(32)1126

有料広告取扱業者募集

市役所秘書広報課
☎0587(32)1126

広報いなざわの裏表紙に掲載する広告を取り扱った広告代理店を募集します。詳しくは、市のホームページで確認してください。

●委託業務 広告主の募集、広告の申し込み・作成・原稿の提出など

▼申し込み 2月1日(金)～28日(木)に、市役所秘書広報課へ

市民病院臨時職員募集

市民病院管理課
☎0587(32)2111

▼職種 看護補助者(未経験者可) ▼採用予定人数 5人程度 ▼応募書類 履歴書

(市販の様式に写真を貼ったもの。本籍・家族欄は記入不要)

要、介護職員初任者研修修了証明書の写し(取得者のみ) ▼選考方法 面接 ▼申し込み 応募書類を持参または郵送(書留)で、市民病院管理課(〒492-1851-0)稲沢市長束町沼100)へ

その他 面接日までに必ず病院を見学してください(市民病院管理課へ電話予約が必要)

※詳しくは、市民病院のホームページで確認してください

市制60周年記念市民提案事業
市役所企画政策課 ☎0587(32)1139

—稲沢市から始まる— 三世代子育てプロジェクト
まなぶ・ひろがる・えがお咲く 子育て孫育てお話会
子どもの主体性を育むためのヒントを一緒に考えてみませんか。

▶とき 2月28日(木)、午前10時～正午 ▶ところ 勤労福祉会館第1日本間 ▶対象 子育て・孫育て世代のかた、地域で子どもたちと関わるかた ▶定員 25組(先着順) ▶演題 子どもの未来を創るのはワタシ ～何からはじめよう? のサポート～ ▶講師 NPO法人あっとわん 代表理事 かわのゆみこ ▶費用 無料 ▶申し込み 2月1日(金)から、午前10時～午後6時に電話でハレノヒすこやかProjectへ(ハレノヒすこやかProjectのホームページからも申し込みできます) ▶問合せ ハレノヒすこやかProject ☎090(9927)6908

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ